

EU統合下での利益団体政治の変容に関する一考察— フランス農業セクターを事例として

野間 愛子

序論—問題設定

CAP (Common Agricultural Policy : 共通農業政策) の展開の下、農業利益団体政治には、如何なる変化が生じているのだろうか。本稿は1980年代以降に生じた大きな変化に関して、主にフランスに焦点を絞り、FNSEA (Fédération Nationale des Syndicats d'Exploitations Agricoles : 全国農業経営者サンディカ連合) を中心とした農業政策策定過程のガヴァナンス変容を、国内、EUの双方のレベルから捉えることを試みる。

CAP創設から50年余を経て、ヨーロッパ、フランス双方の農業政策は密接な関連を持つに至っている。しかし双方の農業政策の方向性には食い違いが見られる。1950年代の出発当初には、農産物価格支持政策をEUレベルで実施し、構造政策は国家の独占事項として留保する形が取られた。ところが70年代にCAP予算がEU全体の予算の3分の1を占めるに至り、マンスホルトプラン¹は支持価格の削減を提案した。マンスホルトプラン以降、委員会は次々とCAP改革を打ち出した。90年代前半にはマクシャリー改革²が実施され、支持価格削減によるCAPの合理化に加えて、大幅な耕地削減とその逆進的保障を行う構造政策が強化された。90年代後半に採択されたアジェンダ2000³では、農地や生産状況に応じて環境要件を課すこと、遵守されない場合には直接支払いを減額・中止できるというクロスコンプライアンス、農家の生産状況に応じて直接支払を20%まで減額し、それによって生じた資金は農業環境政策に充当できるとしたモジュレーションが盛り込まれた。つまり、70年代以降、CAPは農村開発のための構造政策に力点を移動しつつあり、政策の質的転換が起こっている。こうして、国内の構造政策に対して、EUレベルからの政策圧力が生じている。

これによって、価格支持を共同体レベルで実施してもらい、不足の援助は独自の補助金や国内の構造政策を通じて行うという50年代のフランス農業政策の構図は大幅に変更を迫られている。それに伴い、利益団体政治には新しい環境へ適応するための変化が生じている⁴。CAPの合理化は農業者に負担を強いるものである。また、政策がEUレベルで策定される事態が進行すると農業者の主張は益々反映され難くなり、更に苦境に陥ることになる。この閉塞状態を開閉するために、EU加盟国の農業者はどのように活動するようになっているのだろうか。

本稿では、農業セクターにおける利益団体政治の変容の原因をヨーロッパとし、ヨーロッパ化によるガヴァナンス変容を捉える。その際まず、どのような分析視座が変化のプロセスの説明に適しているのか、ヨーロッパ化という分析概念の比較優位性とその限界を検討する。その上で農業政策策定過程に起こっているヨーロッパ

化によるガバナンス変容を、フランスを事例に考察することにする。

1. 分析視座に関する考察

今や、ヨーロッパから発信される政策のダイナミズムがEU加盟国の国内政策を動かす力となっていることは言うまでもない。このような圧力の下、フランスの農業政策策定者および農業者が、従来のままの関係・戦略を継続することに限界を感じ取っているとしたら、それはフランス農業政策策定過程にどのような形で現れているのだろうか。この過程の変容を捉えるためには、どのような分析視座が適しているのだろうか。ヨーロッパ統合を分析するための主なツールとして用いられてきた国際政治の統合理論、「ヨーロッパ化」概念、そして利益団体政治に関する先行研究を考察することで本稿の問題を検討するために最適と考えられる視座を探る。

1.1. EU統合理論の妥当性

EU統合のダイナミズムは国際政治の“グランドセオリー”をもって捉えられてきた。そもそも国際統合の理論は、主権国家から構成される国民国家体系がいかんにして脱国家的ないしは超国家的な政治体系に変更が可能であるのか、国民国家体系の変更を説明することを目指す理論であった⁵。1950年代のヨーロッパにおけるECSC (European Coal and Steel Community: 欧州石炭鉄鋼共同体) からEEC (European Economic Community: 欧州経済共同体) の成立を大きな国際統合の事例として捉えつつ、主にアメリカの国際政治学者の間で発展を見た。しかしながら、EU統合の停滞と時期を同じくして1970年代以降は理論の深刻な停滞が生じてきていることは否めない。今日のわれわれに必要な作業は、この停滞に囚われることなく、停滞が生じた原因を考察し、そのオルタナティブとなる分析ツールを見出すことにあるだろう。ここでは、まず統合理論の分析と評価を試み、次にそこから停滞の原因を探り、本稿の対象に当てはめることのできる視座を模索する。

ミトラニーは国際レベルにおける経済などの活動とローカルなレベルにおける文化的活動の同時的進展という認識を基礎に、様々なニーズに対応する組織化という機能的アプローチ (functional approach) を主張した⁶。ミトラニーの議論を修正し、新機能主義 (neo-functionalism) を主張したのがハースであった。しかし、1970年代になると統合の停滞からスピルオーバー仮説を実証できなくなり、ハースに対抗する形でホフマンは、政策のハイポリティックスとローポリティックスの分化を指摘し、政府間主義的 (intergovernmentalism) 統治を指摘した⁷。1980年代になるとサンドホルツとザイスマンはECの超国家的な諸機関の活動の重要性によって単一欧州議定書の成功を説明しようとした⁸。これに対してモラヴィチックは政府間主義仮説の優位を示し、国内アクターの選好をも含めた統治の形態としてリベラル・インターガヴァメンタリズム (liberal intergovernmentalism) を主張している⁹。

以上の様な統合理論研究の中心的問題関心は、統合はどのようにして国家主権

を乗り越えることができるのか、そして何が国民国家体系の変容を促すのかにある。統合理論に停滞が生じた原因のひとつには、超国家主義または政府間主義で捉えきることの出来ない国家主権の変容が起こったことが挙げられる。言い換えると、国家主権のあり方は、それを超越する、しないの「対外的」進化を遂げるのではなく、国内レベルで、利益団体、官僚機構などの国内のアクターと国家の関係の変化という「対内的」変化にシフトしているため、従来の統合理論で捉えることに限界が生じたのである。統合理論は、急速に進展している「対内的」変化を捉えるための分析死角上の限界故に停滞が生じたといえよう。

それではどのような視角を取ることで「対内的な」国家主権システムの変容を説明することが可能になるのだろうか。EU政治と国内政治は強くリンクし、相互作用を及ぼしている。それゆえ、EUからのダイナミズムに加えて、国内政治の力学によって国内政治に変化が起こることがある。つまり、国内アクターの関係の変化を捉えるためには、国内政治の理論を用いることが必要になっているのである。従って、現在のヨーロッパの実態を説明するためには、ヒックスの主張するような比較政治の視点を取り入れた分析が必要だろう¹⁰。これによって超国家主義、政府間主義といった『ゼロサム的な(EUと国家の間の権力の)再配分』に留まらない国家主権の変容、つまり『ポジティブサムな資源配置』¹¹の実現を捉えることが可能になるのである。

1.2. 描写モデルの限界とその凌駕

農業政策のような、国家とEUという単純な二分法で捉え切れない政策の場合、超国家的な政策分野であるのか、政府間主義的なものであるのかを明らかにすることに大きな意味を見出すことはできない。利益団体を含めた加盟国とEUのガバナンスを捉えるためには、1990年代以降頻繁に用いられている「ヨーロッパ化」という分析概念を用いることの有用性は非常に高いといえよう。

「ヨーロッパ化」は様々の意味で用いられている。ラドレークは、「ECの政治経済のダイナミズムが国内政治と政策の組織的理論の一部となるまでに政治の志向と形を方向付けるプロセス¹²」と捉える。また、リッセ、グリーン・コウルズ、カポラソは「共同体レベルにおける特徴的なガバナンス構造の出現および発展」、つまり「特殊な共同体の規則の下で、アクターと専門化した政策網との間の相互作用によって形成される政策管理体制を採る政治・司法・社会制度¹³」と定義付けて、ヨーロッパ化を「トップ・ダウン型」として捉えている。このような捉え方は、ヨーロッパ化を「ボトムアップ型」で捉える考え方、つまり、ヨーロッパ化とは加盟国の協力により、あくまでも共同体レベルでガバナンス構造が統合・発展する過程とする見方との不具合が生じる¹⁴。そこでラダエリは、ラドレークの定義を発展させ、以下のように定義付けた。「公式・非公式な規則・手続き・政治的パラダイム・政治スタイル・“物事を行う方法”・信条の(a)構築(b)伝播(c)制度化の過程であり、同時に共同体政策策定時に定義・強化され、国内のディスコースのロジック・アイデンティティー・構造政策・公共政策に組み込まれ、共有されている規

範」がヨーロッパ化である¹⁵、と。

本稿はトップ・ダウン、ボトムアップのどちらに属するものであるかを論じることが目的ではないため、ラダエッリの定義を用い、規範が共有される過程としての包括的なヨーロッパ化の分析を目指す。そして、EU統合を独立変数として捉え、それによって生じた国内の政策および制度配置の転換過程（ヨーロッパ化）を従属変数として捉えるものとする¹⁶。

さらに、コールとドレークは、「ヨーロッパ化」概念の使用例として四つの分類を挙げている。第一にブリュッセルの欧州委員会委員が進める特定政策領域における政策変化を独立変数として論じるもの、第二に各国が自国のモデルを欧州モデルに移転させようとする競争的な政策移転、第三に国内制度改革を推進させる国内政治戦略の偽装、第四に自由主義改革を促進させる創造的拘束力としての「ヨーロッパ化」である¹⁷。本稿の目的は、CAPの展開の元での、つまりEUによる、農業策定過程の利益団体政治のガヴァナンス変容を捉えることにある。これは正にコールとドレークの挙げた第一番目の事例に該当するものである。

しかしながら、「ヨーロッパ化」とは、説明概念であって、理論ではない。コールとドレークが論文中で断っているように、『モデルの提示ではなく、ケーススタディー』¹⁸として用いられるものである。従って「ヨーロッパ化」の指摘のみでは、ある変化を描写するのみに留まり、その変化を生じせしめた力学を政治学的に説明することまでは必然的に含んでいない点に分析概念としての限界がある。

本稿では、ヨーロッパ化概念を用いて農業政策の策定過程の変容を描写する。しかし、ヨーロッパ化の指摘に留まらず、ヨーロッパ化という変化がどのような因果関係の下生じたのか、そしてヨーロッパ化はガヴァナンスにどのような影響を齎したのかの2点に焦点を当てて分析を試みる。ヒックスの主張するような比較政治の視点、つまり、国内・ヨーロッパレベルでマイクロの特定のアクター間のダイナミズムによって生じる変化のプロセスを綿密に追いかけるというプロセスに重点を置くことで、ヨーロッパ化概念の限界を凌駕することが可能となるのである。

1.3. 利益団体政治の捉え方—先行研究の検討

EUにおける利益団体政治を分析した研究に以下のようなものがある。マーゼイとリチャードソンは、国内およびEUレベルの利益団体によってEUレベルの社会空間が創出され、ヨーロッパレベルの市民社会の創出に重要な役割を果たしたと分析している¹⁹。しかし、その国内政治へのフィードバックまで視野に入っていない。政策分野ごとに分析を行った研究としてはグリーンウッド²⁰が挙げられる。利益団体が影響を及ぼすルートとして国内での接触や国内政府をEU政策決定に影響を与えるために利用する国内ルートと、ヨーロッパ組織に対して直接利益代表を行うヨーロッパルート（ブリュッセル戦略）を示し、双方がバランスして行われているという。しかし、ブリュッセルルートの新設を強調するあまり、政策分野の選択が聊か恣意的である。コーラー・コッホとキットカットは共同研究の中でドイツ、イギリス、フランスでの同業組合の国内およびヨーロッパにおける組織パターン、戦略

の相違点を分析している。EUレベルでの利益代表活動への適応性を、ドイツとの比較でフランス利益団体の機能、位置づけの特徴から説明しようとしている点新しい。しかし、両国の利益団体—国家間の政策ネットワークのあり方の違い、歴史的に形成されて来た国家社会関係には触れられておらず²¹、EUがフランス利益団体構造にどのような影響を与えたかには触れられていない。

以上のように、多数の研究がEUと加盟国の間の利益団体政治に関してなされている。多くの論者がEUレベルでの新たな活動ルートの新設を指摘しているが、それによって国内レベルでの利益団体活動がどのように変化したのかに関する分析まで視野に入っているものは圧倒的に少ない。また、政策分野横断的に、利益団体政治一般に関する指摘がなされているものが多数であるが、国内政策策定過程においてすら、政策分野ごとに異なる国家と利益団体の関係を、EUレベルで一様に論じることには限界がある。

EU統合研究は、非常に広範かつ多様化した対象に焦点を当てるものである。多様な政策分野を包含した対象であればある程、全体を対象とし、一般理論を打ち出すことは困難を極める。従ってEUという巨大な対象の全体を捉えるためには、ミクロの政策分野から出発せざるを得ない。レデーラー²²、ブッシュとシミ²³が農業政策という一政策に絞ったEUと国内の利益団体政治過程を研究対象としているが、その貢献は決して小さくないだろう。彼らは、ヨーロッパの制度がフランス農業紛争の発生・変容に大きな役割を果たしたと、しかしながら利益団体の活動対象は、国内政府に対する活動が依然大半を占めていることを示し、利益団体活動の「国内化」(nationalisation)を指摘している。本稿は、この研究の流れに属するものである。対象分野、対象国を限定することによって、より緻密な農業セクターにおけるフランスの利益団体政治の変容を捉えることを目指す。次章では、方法論の検討を活かし、実証を行う。

2. 政策策定過程のヨーロッパ化によるガヴァナンス変容

本章では、農業政策策定過程を2つの側面から捉える。第一にフランス国内における政府と農業団体間の関係の変化である。第二に委員会とヨーロッパの農業団体の関係の変化、そして、EUレベルでのヨーロッパの農業団体とフランス国内の農業団体の関係の変容である。

2.1 フランス国内における伝統的アクターと新しいアクターの盛衰

第一にフランス国内における政策策定過程に関して考察する。政策策定過程、官僚組織を通じた利益団体との間の利益媒介プロセスに焦点を当てる。まずは1950年後半からの政策策定過程のマクロの流れを把握した上で、80年代以降に如何なる変化が生じたのかを論じる。

国内における農業団体の活動は、第五共和制期に入ると、既得権益の侵食を嫌

い農業近代化改革に消極的なFNSEA²⁴に替わって、FNSEA内の青年農業者組織であり、農業者の地位の改善と積極的な近代化を提唱するCNJA (Centre Nationale des Jeunes Agriculteurs：全国青年農業者センター)の指導者ミッシェル・ドゥバティス (Michel Debatisse)とド・ゴール大統領 (Charles de Gaulles)が協働し改革を推進するようになる。この改革は漸進的にFNSEAにも受け入れられるようになり、その結果、ポンピドゥー (Georges Pompidou：1969年－1974年)、ジスカール・デスタン (Valéry Giscard d'Estaing：1974年－1981年)政権期になるとFNSEAと政府間、中でも特に農業省との間に諮問関係 (cogestion)の確立をみる²⁵。国家はこの諮問関係を用いた国家介入政策 (ディリジスム)を通じてFNSEAと共同で政策策定、執行に当たった²⁶。つまり、農業政策の近代化のみならず国家と職能団体との結合関係自体が国家官僚制によって「上」から造形されていったのである。これによってFNSEAは農業構造政策上の便宜を中央・地方で受けることが可能となった²⁷。これは、シラク (Jacques Chirac)が農相 (1972年－1974年)次いで首相 (1974年－1976年)に就き、強力に農民保護路線を牽引したことに拠るところが極めて大きい²⁸。シラクの取った政策は、あらゆる農業者の所得を維持することを目的としたもので、その農業者の中にはヨーロッパレベルでの保護では限界とされるものをも含んだ。これは、5月革命の際のド・ゴール退陣に対して上がった有権者の不満を打ち返す目的があり、農業者の中で鬱積していた激しい反対を鎮めるためにも、農業者票を手放さないためにも必要だったのである²⁹。

以上のような国内政策策定過程でのFNSEAと官僚組織との関係は、EU政策転換の影響を受け1980年代、顕著な変化、いわゆるヨーロッパ化が生じる。1960年代、CAPが創設された時期のフランス指導者ド・ゴールはヨーロッパに対して、政府間主義的な協体制の強化、各国の主権が侵害されることは断じて許容しないという立場を明確に打ち出していた。そのため、CAP設立の裏には、単一市場の導入による輸出の拡大という利点に加えて、フランス国内で行き詰った価格支持政策をEUレベルに上げることで国家の負担を軽減し、農業政策の近代化の突破口にしようという国益の実現があったからに他ならない。ところがCAP出発後間もなくして農産物価格支持のための支出が莫大な額になることが明らかになり、早くも1968年から農業構造改革の必要性がEUレベルで指摘されるようになった。この改革の波はマンスホルトプランに始まり、マクシャリー改革、アジェンダ2000に引き継がれている。このようなEUレベルでの改革の影響は、国内レベルの政策の方向性、引いては利益団体政治のガバナンスそのものに影響を与えた。ここでは大きな4つの変化を指摘する。

第1に、各産品別になされるCAP改革の影響を受け、1981年クレッソン農相 (Edith Cresson)が産品別農産物公社 (office par produit)を導入したことによって農業省内のセクター化が進んだ。1980年代、農業省内において農業団体との接触を担当していたのはDPE (Direction de la Production et des Echanges：生産貿易局)、中でも各産品別事務局 (bureaux “produit”)であった。産品別事務局は、産品別農業団体 (穀物に関してはAGPB (Association Générale des Producteurs de Blé et autres céréales：小麦穀物生産者協会)牛肉に関してはFNB (Fédération Nationale des Éleveurs Bovins：

全国牛肉生産者連合会))との接触を持っていた。その結果、セクター別の団体全体を代表する団体であるFNSEAにとっては、このような農業省のセクター化に苦慮し、その影響力の低下が起こった。更にCAP改革は、各産品別になされるために、特殊団体と農業省の接触の重要性がFNSEAとの関係よりも高くなってしまった³⁰。

第2に、上記のような農業省との関係の悪化と1990年代のメルマス農相の大臣官房の閉鎖性³¹が相まって、FNSEAの活動の対象・情報源となったのは財務省である。財務省はCAP改革に際して4つの局が関連した。DP (Direction de la Prévision : 経済予測局)、DREE (Direction des Relations Economiques Extérieures : 対外経済関係局)、DGCCRF (Direction Générale de la Consommation, de la Concurrence et de la Repression des Fraudes : 消費・競争・不正防止局)、DB (Direction du Budget : 予算局)である。80年代初頭までDBは日常業務においては、外部団体との接触は極めて少なく、DPに関しては殆ど接触がなかったという。ところが、1990年代後半のCAP改革の際には、担当官とFNSEAの予算に関するランチミーティングが頻繁に持たれるようになり、DREE、DP、特に大臣官房と農業者との接触が頻繁に行われるようになるという変化が生じた。国内の省庁間会合の場 (SGCI (Secrétariat Général du Comité Interministériel pour les Questions Communautaires : ヨーロッパ問題省際委員会常設事務局))で、農業予算の側面からCAP改革の必要性を説く財務省は農業者にとって云わば“敵対関係”にあり、彼らに農業者の声を聞いてもらう必要があったことから、FNSEAの熱心な働きかけがなされたためである。

第3に、1999年に採択されたアジェンダ2000合意において農村環境政策の実施が義務付けられたこと³²から環境省の農業政策への関与が増大し、環境省へのロビー活動が行われるようになった。1990年代、1980年代には実現しなかった環境汚染の専門家を擁するようになり、1991年欧州委員会で採択された硝酸肥料に関する指令 (Nitrate Directive) の国内実施に関わっている。こうしてEU指令が、国内における環境政策活性化のターニングポイントとなり、環境省も当指令以降、農業セクターのための環境政策形成への参加が可能に成った。また、1999年7月新農業基本法が採択され、環境を考慮に入れたCTE (Contrat Territorial d'Exploitation : 国土経営契約³³)が導入されたことを受け、国内では環境省の権限が増大した。この結果、1993年以降、硝酸肥料に関する指令によって要求される農業セクターのための新しい環境政策策定は、FNSEA、農業省、環境省の複数のコーポラティストネットワークにおいて形成されることになった³⁴。

フランスでは、官僚間の政策調整は常に閣僚間調整に従属する。閣議は大臣と高級官僚から構成されている。第4の変化は、EUに対する立場の調整に関しても省際委員会が開催されるようになった点である。1952年以降、SGCIが常駐事務局としての役割を果たすようになる³⁵。ヨーロッパイシューに関するフランスの立場を決定する上で、「様々の公共政策をより首尾一貫させることを可能にする共通の保障³⁶」として重要な役割を果たすようになる。1991年7月から10月の間、農業省が戦略として省際会議の場で立場表明を拒否したため一時的に機能不全に陥った。しかし、委員会のテキストを元にした議論を拒むことの限界を感じた農業省が、10月17日SGCIでの議論に加わるようになったことでより強い絆がSGCI・農業省間に形

成されることになった³⁷。しかしながら、このことは農業省が政府による保護を死守したいFNSEAと補助金削減を目指す欧州委員会の間で板ばさみの膠着状態に陥り、委員会のロジックを受け入れることで、その限界を脱したことを意味する。つまり農業政策のベクトルは、ヨーロッパ化に傾斜したのである。従って、FNSEAはヨーロッパからの政策圧力を受け入れることを強いられたことになり、農業者からの声と実際の政策の間の乖離を埋めることの困難に一層直面するようになったことを意味する。

FNSEAは、加盟者の要求とCAPの間に挟まれ、その隔たりを乗り越えることは不可能であることを彼らに知らしめなくては成らなくなった。その結果、一体性と代表性が危機に晒される状況に陥ったのである。

FNSEAはもともと官製の団体であるため、当然組織率は低く、設立以来、常に内部対立を抱えた脆さを先天的に抱えてきた。「フランス農民の多様性は彼らを孤立させた³⁸」と言われるほど、農産物の産品の豊富さ、そこから生じる要求の違い、生産・収穫時期のずれから大規模抗議活動が不可能など、地域的な要因が団体の一致団結を妨害していた。また、FNSEAは、農業省の財源や規制権限に守られ政府との排他的パートナーの地位を確保したが、反面、国家に依存しその政策に一体化した結果、団体の指導部は中小経営を中心に、末端での反乱や組織の分裂、組織率の低さに悩まされるようになっていた。つまり、官僚制と結合関係を結んだ結果、国家機能の立場に近づき、その分社会を代表する能力を失ってしまったといえる。団体と官僚制の間の結合関係にも関わらず、内部分裂、抗議活動が続く理由はここにある³⁹。

しかし、CAP改革によって生じたFNSEA組織の危機は従来の危機とは性質を異にするものである。前述のような国内政策策定過程のヨーロッパ化が、FNSEAと農業省の独占的な関係という特権的な立場を決定的に弱体化させたことによって、FNSEAの存在意義そのものが問われることとなり、FNSEA内部に留まる、FNSEAを維持するメリットが農業者にとって大きく希釈化されるという状況が生じた。その結果、従来から内包する危機に輪をかけるかたちでFNSEA内部の傷が開き、代表性の低下が起こったのである。FNSEAが政府に一体化し、その政策に引きずられたことが従来の彼らの脆さであったとするならば、80年代以降彼らが抱えた脆弱性とは、政府とも一体化することができず、また、EUレベルという自分たちの手から離れた場所で決定される政策に対して、有効な対処手段を見出すことが出来ないところに根源の決定的違いがある。ここに、従来のFNSEAの危機とは大きく性格を異にした、ヨーロッパに原点を発した新しい危機の流れが、利益団体政治のガヴァナンスを変容させている状況を見て取ることができる。

2.2. EUレベルでのCOPAによるロビー活動の限界と「国内化」

EUレベルにおいては、COPA (Comité des Organisations Professionnelles Agricoles : 農業者組織委員会) が行政組織へのロビー活動を一手に担った。COPAは1958年7月、シュトレーザ会議後に誕生した。シュトレーザ会議において各国農民の意見がまともななかったため会議に反映されなかったことを教訓に、統一組織の結成によって

EUレベルでの農民の意見をまとめ、EU諸組織に対して円滑に利益を代表する必要性が各国農民団体によって痛感されたことに結成の動機がある。更に委員会の農業担当委員マンスホルトからも、統一組織結成が要請された。こうして設立以来COPAは委員会と公的かつ恒常的に接触を持つようになった。

委員会にとってCOPAは特に農産物価格問題の際に重要となった。膨大な量のEU当局の政策動向についての情報、パンフレットを加盟組織に配布し、また逆に各国政府の農業政策についても加盟組織から系統的に情報を収集することを行った。委員会よりもむしろCOPAの方が情報収集能力については上回っており、委員会はCOPAに依存せざるを得ない状態だった。こうして加盟国は、EUレベルでの政策策定過程にロビー活動をする手段を獲得し、CAP 이슈ーに関してはCOPAを通じて委員会へその意向を伝えることが可能になったのである。

COPAはまず任期2年再選可の議長の下に各国加盟農業団体の代表からなる幹事会(Präsidium)を設置し、月例会議を開催してCOPAの代表機関として各個別問題について作業部会を任命して調査に当たらせ、書記局と密接な協力を展開していった。書記局長は、幹事会から任命され、その下で書記局が農業政策から統計の作成、若年農業者問題などおよそCAPに関する全問題を検討する。第6総局(農業総局)の官僚とCOPAの専門家ないし書記局員との接触は頻繁に行われ、委員会の官僚がむしろCOPAの専門家会合に出席する方が普通であった。農村の現状を知っているCOPAの専門家に委員会の官僚は依存せざるをえなかったのである。こうしてCOPAは、高生産・輸出国のフランス、オランダから低生産・輸入国のイタリア、アイルランドまで様々な利害の対立する各国の農業団体の主張を、価格政策の要求のもとで一本化し、また産品別に対立する利害を、書記局、そして最終的には幹事会で利害調整を図り、毎年政策パッケージを策定して行った。こうしたCOPAの役割は1960年代から1970年代を通じて強まり、委員会の動きに大きな影響を及ぼしたのである⁴⁰。

ロビー活動とは、委員会のトップに限ってなされるものではない。最も有効なロビー活動とはトップに対して成されるものではなく、むしろ下位の役人、現場レベルの役人の方に門戸が開かれており、また重要な情報源となるため⁴¹、COPAは農業総局の全てのレベルにその関与を拡大した⁴²。ロビー活動の第一の目的は農業政策の日々の策定・管理に関する情報を獲得することであり、その点でCOPAは他のヨーロッパレベルの農業団体と比べて卓越した優位を獲得していた。その証拠としてCOPAは農業担当委員と毎月会合を持ち、委員会とCOPAの間には「制度的浸透」(institutional osmosis)と呼ばれる現象が起こっていた⁴³。従ってCOPAから委員会に送り込まれる職員はごく少数で、彼らの役割は政策策定活動の中核に関わるのではなく、政策の発展をモニターする追加的なアクセスポイントとなることに注意が注がれたのである。

ところが1968年に提案されたマンスホルトプランに始まる価格支持政策の転換を指向する改革の波は、COPA組織の弱体性を露呈し、政策策定過程からの締め出しを引き起こすことになった。

COPA設立提案者であるマンスホルト自身の政策理念は、農業経営規模の増大

と農民数の減少によって平均的な中規模家族農業経営を創設し、農業所得格差をなくし、価格支持政策によって上昇していた農産物価格を引き下げることであった。しかし、COPAが農産物価格値上げと輸出補助金政策に主張を一本化するに従って、彼の考え方と対立するようになった。その結果、マンスホルトを中心とする委員はCOPAとはなく、各国農民団体と直接接触して農業近代化のための構造政策を推し進める方向を次第に取り始めた。

委員会とCOPAの蜜月も、マンスホルト改革の際、委員会がCOPAを飛び越えて各国農業団体と接触を持ち始めたことをきっかけに崩壊し始めた。そして1989年マクシャリー改革の提案によってCOPAそのものの統一性が危機に晒されることになったのである。COPAは改革に関する交渉に一貫して反対し、委員会側も農業団体からの援助を得ようとせず、逆に政策策定過程を孤立させ、政策に関わるアクターを限定した。こうしてマクシャリーは非公式な月毎のミーティングを停止した。このような仲たがいはマクシャリー個人と起こっただけではなかった。農業総局の職員が指摘するようにCOPAは改革過程において殆ど影響力を失い⁴⁴、完全に蚊帳の外に置かれたのである。

こうした委員会の対COPA姿勢転換と相まって、更に各国間の農業構造・産品・コスト・価格決定の各国農業に及ぼす影響の差異は、EU農民の共同利害を前提とするCOPAをやがてはその基礎から弱体化していくことになる。1970年代末からこの傾向は顕著になり始め、同時に委員会に対する影響力も弱体化してくるようになる⁴⁵。

こうしてCOPAはその組織維持と政策路線確保のために、委員会との正規のルート以外にも一方で各国農業団体、各国政府に直接働きかけ、他方でEU諸組織に対して非公式の影響を強化していくことをせざるをえなくなる⁴⁶。毎年繰り返される価格交渉の際には、農相理事会の開催以前にCOPAの見解が会議に示され、かつCOPAの議長ないし幹事会が可能な限り全ての国の農相を訪問してCOPAの価格要求について説明をする。これと共に、閣僚理事会に圧力を掛けるため、デモ、抗議電報、ピラ配布などがブリュッセルで行われている。

しかし、これらの活動が価格政策決定に影響を与えることがあるが、従来の委員会との協働関係に比べると弱いことは否めない。寧ろ、各国農業団体がそれぞれの国の農相に対する働きかけを介して農相理事会に影響を与えることの方が力を持つようになった⁴⁷。こうしてEUレベルへの国内農民団体のインプット経路の探索は、次第に容易ならざるものとなり、価格決定の時期になると、委員会に対してよりも圧倒的に国内政府に対して抗議活動が行われるようになった。CAPの制度形成期にCOPAを通じた委員会への入力手段を獲得したかに見えた国内農業団体は、結果的に、その制度実施過程に至るとその経路は機能せず、再び国内政府を対象とした活動に回帰しているのである。

COPA設立以来、COPAの要求＝FNSEAの要求と言っても過言でないほどその政策理念が一致⁴⁸し、CAP政策策定過程へのアクセスのための大きな拠り所としていたCOPAの地位の低下はFNSEAのロビー戦略にも大きな影響をもたらした。この結果、FNSEAはより国内の大臣・国民議会議員・地方議会議員との接触を増やす

ことで、加盟農民の利益を政策策過程にインプットすることに力を入れるようになった⁴⁹。

更にCOPA、委員会関係の悪化は、少数派農業団体の排除をも引き起こした。委員会は内部に限定して利害関係者に政策を諮ったのである⁵⁰。資金力がなく、人的資源も十分でない少数派団体は、従来はAPCA (Assemblée Permanente des Chambres d'Agriculture : 農業会議所常設議会) における議席を元にCOPAに参加することでEUの政策過程に関与してきた。このような小規模団体にとっては、COPAなくして委員会と接触することは至難となり、EU政策策定過程への農業者の声は届きにくくなった。これは農業団体全体に関して指摘できることである。EU組織との会合の日程調整を始め、人的交流を一手に担っていたCOPAの排除は、全ての加盟国の全農業団体に対してEUとの接触の困難を引き起こしたのである⁵¹。その結果として、1991年にはEUに対する抗議活動が殆どゼロに近いのに対して国内政府に対する街頭での抗議活動がこの時期急激に増加している。1983年から1993年までの全ての抗議運動は実にその41%がヨーロッパおよび国外要因に端を発し、国内要因によるものは18%に過ぎない⁵²。それにもかかわらず、国内利益団体の活動のEU政策過程からの排除が進み、彼らの活動の方向性は国内に向けられている。ヨーロッパのダイナミズムによって国内農業団体の活動の方向性が決定付けられている点でヨーロッパ化が指摘できる。正にこの現象が、イミグとタローが指摘するところの利益団体活動の「国内化」(domestication)⁵³ と呼ばれるガヴァナンス変容である。

原因の類型	EU/国外	国内	地方	私企業	その他
%	41%	18%	0%	33%	8%

1983年—1993年の農民抗議の原因

典拠：Christilla Roederer-Rynnig, "Popular Struggle and the Making of Europe's Common Agricultural Politics:: Farm Protest in France, 1983-1993", Ph.D. Dissertation Columbia, SC: University of South Carolina 2000, p.326 table5

なぜ急激にCOPAは影響力を失ったのか。COPAが影響力を失ったのには、その内部に対立を抱え込んでいたこと、つまり、一枚岩でない組織を縫合することができなかったことによる。その結果、委員会に対して統一見解を示すことが出来なかったからである。例えばフランス一国内でさえも、APCAがCOPAのメンバーであったが、APCAはCAP改革に賛成であり、APCAで最も多くの議席を占めるFNSEAと対立していた⁵⁴。マクシャリー改革はCOPAのような水平的組織の限界と組織の脆さを露呈させたといえる⁵⁵。

しかし、これまでこのような内部対立を抱えながらもなぜCOPAは統一性を保ち、委員会とのパイプ役を果たすことが可能だったのであるうか。これはFNSEAの内部対立の問題と同様の視座から分析することが可能である。COPAは従来支持価格引き上げを組織の単一のロビー戦略として掲げることで、様々に条件の異なる加盟国農業団体の多種多様な主張を取りまとめることが出来ていたのである。しか

しながら、マクシャリー改革に始まる委員会の採ったCAP合理化路線は大幅価格引き下げを主とした改革であったため、そもそもCOPAの主張が聞き入れられるはずがなく、政策策定過程から排除され、その結果内部分裂が表面化したのである。

結語

CAP改革によって生じた農業政策のヨーロッパ化は、農業政策策定過程における利益団体政治のガバナンスを変容させるまでの大きなうねりを引き起こしている。更に、国内、EUレベルの双方で、農業団体が抱える問題、更にはそのガバナンス変容の因果関係には類似点が見られる。

国内における政府と農業団体間の関係に関しては、CAP改革の影響を受けて、従来の農業省－FNSEA関係の実効性が低下し、替わって財務省－FNSEA、または農業省内の産品別事務局と産品別団体の接触ルートが構築されている。更に、CAPが改革に転じたことで国内農業政策のヨーロッパ化が生じ、それによってFNSEAは、従来歴史的に抱えてきた脆弱性とは性質を異にする脆さに脅かされるようになった。こうして利益団体政治のガバナンスそのものがヨーロッパ化によって変容しているのである。

ヨーロッパレベルでの委員会とEUレベルの農業団体の関係の変化、そして、EUレベルの農業団体とフランス国内の農業団体の関係の変容に関しては、CAP出発当初は委員会とヨーロッパ大の農業団体が協働して政策を策定するという過程が出来上がっていたが、CAPの政策転換に伴い、関係が悪化し、COPAの実効性が低下した。その結果、加盟国の農業団体はCOPAではなく、国内政府に働きかけることを優先するようになるという「国内化」と呼ばれるガバナンス変容が生じている。

CAP改革による農業政策の合理化推進は、政府・委員会との持たれ合いによって農業者を保護してきた従来のガバナンスの図式を覆すものであった。その結果、農業政策にはヨーロッパ化の流れが生じ、それが国内・EU双方のレベルで、政策策定過程における利益団体政治のガバナンスに大きな変容を生みだしている。

現在、環境規制を始めとする構造政策改革にCAPのメスは向けられている。徹底して市場寄りの政策を推進しようとする委員会に対し、農業者たちは、自分たちを護るための有効な手立てを、未だ、見出せずにいる。今後彼らがいかにしてこの苦境を乗り越えていくのか、注視していかなくてはならない。

-
- 1 “Mémorandum sur la Réforme de l’Agriculture dans la Communauté Economique Européenne”, in *Bulletin de la Communauté économique européenne*. Janvier 1969, n° Supplement du No 1, pp.19-48.
 - 2 Rey MacSharry, “Préface des Cadres Communautaires d’appuis 1989-1993 Pour le Développement des Zones Rurales(objectif 5b)”, Commission des Communauté Eurpéennes, 1990
 - 3 European Commission , «*Agenda 2000*», Office for Official Publications of the European Communities, 1997

- 4 Pierre Muller, “Entre le Local et l’Europe: la crise du modèle français de politiques publiques”, *Revue Française de Sciences Politiques*, vol.42(2), 1992, pp.288-289
- 5 鴨武彦「国際統合の理論」、15-16ページ、有賀・宇野・木戸・山本・渡辺編『講座国際政治3』、東京大学出版会、1996年
- 6 David Mitrany, «A working Peace System», Chicago, 1966/《The Functional Theory of Politics》, London, 1975
- 7 Robert O. Keohane and Stanley Hoffmann(ed.), «The New European Community : decisionmaking and institutional change》, Boulder, Colo. : Westview Press, 1991/ Robert O. Keohane, Joseph S. Nye, Stanley Hoffmann(ed.), «After the Cold War : international institutions and state strategies in Europe, 1989-1991》, Harvard University Press, 1993
- 8 Wayne Standholtz&John Zysman, “Recasting the European Bargain”, in *World Politics*, vol.42, october 1989
- 9 Andrew Moravcsik, “Negotiating the Single European Act: national interests and conventional statecraft in the European Community”, in *International organization*, vol.45(1), Winter, 1991/《The choice for Europe : social purpose and state power from Messina to Maastricht》, Cornell studies in political economy / edited by Peter J. Katzenstein, Cornell University Press, 1998
- 10 Simon Hix, “The Study of the European Community: the challenge to comparative politics”, in *West European Politics*, vol.17(1), January 1994に詳しい。
- 11 Simon Hix, “The Study of the European Union II : The “New Governance” Agenda and its Rival”, in *Journal of European Public Policy*, vol.5(1), 1998
- 12 Robert Ladrech, “Europeanization of domestic politics and institutions: The case of France”, in *Journal of Common Market Studies*, vol. 32(1), 1994, p.69
- 13 Thomas Risse, Maria Green Cowles&James Caporaso(dir.), «Transforming Europe-Europeanization and Domestic Change》, Cornell University Press, 2001, p.3
- 14 Sabine Saurugger, «Européaniser les Intérêts ?-Les groupes d’intérêts économiques et l’élargissement de l’Union Européenne》, L’Harmattan, 2003, p.22
- 15 Claudio M.Radaelli, “The Domestic Impact of European Public Policy: notes on concepts, methods and the challenge of empirical research”, *Politique Européenne*, vol.5, automne 2001, pp.107-142
- 16 HixとGoetzの論文も同様の立場を採る。Simon Hix&Klaus H.Goetz, “Introduction: European Integration and National Political Systems”, *West European Politics*, vol.23(4), 2000, pp.1-26
- 17 Alistair Cole&Helen Drake, “The Europeanization of the French Policy: continuity, change and adaptation”, in *Journal of European Public Policy*, vol.7(1), 2000, p.27
- 18 Alistair Cole&Helen Drake, *loc.cit.*
- 19 Sonia Mazey&Jeremy Richardson, “Interest groups and the brussels bureaucracy”, in J.Hayward and A.Menon(eds.), «Governing Europe》, Oxford University Press, 2003
- 20 Justin Greenwood, «Interest Representation in the European Union》, Palgrave, 2003
- 21 国家社会関係とは、国家・社会の組織的形態と両者を結ぶ制度的ネットワークの総体を指すもので、同じ西欧の国家でも、多様性が見られる。そして近代以降の国家形成にまで立ち戻って類型論を提示しようとする研究である。(Stein Rokkan et al. «Centre-Periphery Structures in Europe: an ISSC workbook in comparative analysis》, Campus Verlag , 1987/Bertrand Bardie&Pierre Birnbaum, «Sociologie de l’Etat》, Grasset, 1979)クラウチは国家と組織利益の間の公共空間 (public space) の分有として捉えた上で、各国のコラボラティズム度を説明している。その際、フランスは国家介入、官僚制による浸透で代替されていること、ドイツはネットワーク社会であるとした上で分権化された国家と集権化された社会と説明している。このような差異が各国の利益団体の活動を規定しているからである。(Colin Crouch, “Sharing Public Space:State and Organized Interests in Western Europe”, in John A.Hall, «States in History》, 1986)
- 22 Christilla Roederer-Rynning, “Farm Conflict in France and the Europeanization of Agricultural Policy”, in *West European Politics*, vol.25(3), 2002/“Popular Struggle and the Making of Europe’s Common

- Agricultural Politics: farm protest in France, 1983-1993*”, Ph.D. dissertation Columbia, SC:University of South Carolina 2000
- 23 Evelyn Bush&Pete Simi, “European Farmers and Their Protests”, in Doug Imig&Sidney Tarrow(ed.), *«Contentious Europeans»*, Rowman & Littlefield, 2001, pp.97-121
 - 24 1946年設立のフランス最大の農業頂上団体。320000人の農業者、94の地方組織、38の農産物別団体が加盟している。(Jean-Michel Lemétayer, *«Qu’est-ce que la FNSEA ?»*, l’Archipel, 2003, pp.55-58に詳しい)
 - 25 CAP改革に影響を及ぼすためにFNSEAが用いた利益媒介ツールは、農業省であった。ボンピドゥー政権期に、国家が大規模な4農業団体 (APCA、CNMCCA (Confédération Nationale de la Mutualité, de la Coopération et du Crédit Agricole : 全国共済信用協同総同盟)、FNSEA、CNJA)の何れかと協議し意見を求める (諮問)代わりに恒久的な共同行動の制度が設けられた。農業大臣、大臣官房は毎月第一火曜日の月例会議に4つの農業団体のリーダーを招いた。そして首相は4つの団体と年次会合を持った。(典拠:ピエル・クロン、“第2章農業者と国家”、ピエル・クロン、エレヌ・ドロルム他編、『フランスにおける農業と政治』、財団法人食料・農業政策研究センター、1995年、65-66ページ)
 - 26 中山洋平、“第7章フランス”、小川有美編『EU諸国』、自由国民社、2000年、253ページ
 - 27 中央においては農村開発を推進するANDA(Association Nationale pour le Développement Agricole : 全国農業開発協会)においては20議席のうち10議席をFNSEAが獲得、構造改革を目的とする補助金の配布を行うCNASEA (Centre National pour Aménagement des Structures des Exploitations Agricoles : 全国農業者経営構造改善センター)、農業市場に対する国家介入にも影響を及ぼすことが可能になった。他方、地方においてはSAFER (Société d’Aménagement Forcier et d’Etablissement Rural : 土地整備・農村建設会社)の投資先の特定、資金配分を決定する共同管理の権限、また、ADSEA Association Départementales pour l’Aménagement des Structures des Exploitations Agricoles : 農業者経営構造改善県協会)の支配とも獲得した。(John T.S. Keeler, *«The Politics of Neocorporatism in France»*, Oxford University Press, 1987, pp.110-118)
 - 28 1975年4月30日 Le Figaro紙は「シラクは一介のロビーストのように活動している」と指摘。Sabine Saurugger, *op.cit.*, pp.88-89にも同様の指摘。
 - 29 Pierre Le Roy, “Giscard, septennat de toutes les crises”, Pierre Coulomb(dir.) , *«Les Agriculteurs et la Politique»*, Presses de la Fondation Nationale des Sciences Politiques, 1990, pp.438-448
 - 30 Eve Fouilleux, *«La Cogestion à la Française à l’Epreuve de l’Europe: l’exemple de la réforme de la Politique Agricole Commune»*, CNRS, 1996, pp.44-87
 - 31 伝統的に農業者にとって最も重要な関係を有している農業省では、CAP改革において産品別交渉が主になってきたため、産品別部局が専門家との会合を行うようになった。しかし、その産品別部局間の対話は殆ど存在せず、農業省として全体を取りまとめた意見を出すことが出来なくなった。更に各部局に対する省の無関心を惹起し、大臣官房と部局の関係の悪化を招いた。特に、1992年第2ミッテラン政権期に農業大臣に就任したメルマス (Louis Mermaz) は大臣の決定を閣僚間会合の直前まで省内ですら公にしなかったため農業省自らフランス農業政策ネットワークを断ち切るようになってしまった。FNSEA、メルマス間の相互不信が惹起され、公式の定期会合は形式的なものに留まるようになった。(Eve Fouilleux, *op.cit.*, p57)
 - 32 外務省、『EUの概要』、2000年6月、62ページ
 - 33 生産の条件・様式、自然資源の保全、公的サービスの実現、集団的生産・整備プロジェクトの発展への経営活動の寄与に関する約束を遵守する対価として公的支援を受け取るという趣旨の契約。(Jean-Michel Lemétayer, *op.cit.*, pp.117に詳しい)
 - 34 FNSEA総裁、環境担当副総裁、国土整備担当副総裁が環境相と国土整備における農業と環境間の関係に対する理解を深めるための会合の実施 (FNSEA : Communiqué de Presse “Rencontre FNSEA-Ministre de l’environnement et de l’aménagement du territoire” (13 octobre 1998) http://www.fnsea.fr/actualites/Actu_Imprim.asp?IdArticles=322 (2003年11月11日アクセス))、環境省によって主催される「環境の日」(Journée de l’agriculture et l’environnement)へのFNSEAの参加

- (FNSEA: Invitation Presse “Journée de l’agriculture et de l’environnement” (12 mai 1999) http://www.fnsea.fr/actualites/Actu_Imprim.asp?IdArticles=385 (2003年11月11日アクセス))
- 35 SGCIは1948年マーシャルプラン実施のために作られたOECDから、フランス代表の立場を調整する省を明確にするよう要請されたことに答えるために設立された。当初から関連行政機関全体をまとめる役割、討議や決定を準備し、その実施を監督する役割を果たした。1952年9月3日の政令(décret)がSGCIがフランス政府とECSC, ECC, EURATOMの3機関の関係に関する問題を扱うことを決定し、外国の官僚と直接交渉することなく、SGCIを通じて省庁間調整を行いフランスの立場を決定するというプロセスが確立した。(典拠: Christian Lequesne, «Paris-Bruxelles-Comment se fait la politique européenne de la France», Presses de la Fondation Nationale des Sciences Politiques, 1993, pp.98-109)
- 36 Eve Fouilleux, *op.cit.*, p.78
- 37 中でも1990年代にSGCI事務局長であったヴィアル (Bernard Vial) の役割は、農業省・SGCI・委員会という政策決定ラインを形成したという点で極めて重要である。彼は、INRA (Institut Nationale de la Recherche Agronomique: 国立農学研究所) からDPEに異動し、その際DG4の官僚ルグラ (Guy Legras) との協働によってすでに密接な協力関係を構築していたためそれが可能になった。(Eve Fouilleux, *op.cit.*, pp.73-75)
- 38 Mark Pinol “Dix Ans de Manifestations Paysannes Sous la Cinquième République 1962-1971” *Revue de Géographie de Lyon* 50 (1975), in Christilla Roederer-Rynnig, *op.cit.*, 2002, p.109
- 39 中山洋平、前掲論文、2000年、253-254ページ/ John T.S. Keeler, “Corporatism and Official Union Hegemony: the case of French agricultural syndicalism”, in S.Berger, Ahirschman, C.Maiuer(eds.), «Organising Interests in Western Europe: Pluralism, corporatism and the transformation of Politics», Cambridge, 1981, p.186
- 40 渡辺寛、『迷走するECの農業政策』、批判社、1994年、55-59ページ
- 41 Christilla Roederer-Rynnig, *op.cit.*, pp.197-214
- 42 1999年10月12日、COPA職員インタビューより (Christilla Roederer-Rynnig, *loc.cit.*, より引用)
- 43 1999年12月7日、委員会職員インタビューより (Christilla Roederer-Rynnig, *loc.cit.*, より引用)
- 44 1999年11月30日、委員会職員インタビューより (Christilla Roederer-Rynnig, *loc.cit.*, より引用)
- 45 W.F.Averyt, «Agropolitics in the European Community», 1977, New York, pp.90-92
- 46 2004年10月22日、COPA (ブリュッセル本部)、政治協力局長インタビュー
- 47 W.F. Averyt, *op.cit.*, pp.353-54
- 48 2003年10月16日、農業政策研究所 (東京)、北林寿信氏インタビュー
- 49 2004年10月25日、FNSEA (パリ本部)、対外関係担当官インタビュー
- 50 Christilla Roederer-Rynnig, *op.cit.* pp.222-240
- 51 FNSEA, CNJA, APCAなど大規模農業団体のホームページには、政府要人との会合があったことがコミュニケの形で掲載されるが、EU組織の職員との接触の記事は皆無であることからこのように推測される。
- 52 Christilla Roederer-Rynnig, *op.cit.*, p.326 table5
- 53 Doug Imig&Sidney Tarrow, *op.cit.*, p.17
- 54 Philippe Neeser, “Quarante ans d’histoire agricole” Tome2, «Réformes et Mondialisation inévitables, 1981-1993», Edition France Agricole, 1998, p.456
- 55 Christilla Roederer-Rynnig, *op.cit.* pp.238-240



Analysis of the Transformation of Interest Group Politics under EU Integration - Case Study of Developments in the French Agricultural Sector

Aiko Noma

What changes have evolved in agricultural interest group politics following the introduction of the European Common Agricultural Policy (CAP)? This text will focus on understanding the major developments after 1980, with a specific focus on the developments in France, and the transformation in governance of the agricultural policy making process by the Fédération Nationale des Syndicats d'Exploitations Agricoles (FNSEA). The text will analyze the impact from both the national and the EU level

In order to explain this situation in Europe, the analytical viewpoint adopted by Simon Hix in comparative politics needs to be applied. This analytical method is not limited to the “zero-sum reallocation (of power between the nation state and the EU)”, but is also able to capture realization of a “positive-sum resource allocation” during the transformation in national sovereignty and state-society relationship. In addition, the analytical concept of “Europeanization” is also a useful analytical notion to capture the transformation in governance of member state through the influence of the EU. However, as the notion of Europeanization is not one of theory but a broad, explanatory notion, there is a limit to its applicability. Accordingly, in this text, we will focus not only on the identification of cases of “Europeanization” in the agricultural policy making process, but will focus on 2 additional aspects; 1) under what influences/forces did these cases take place, and 2) how these cases impacted the governance of member states. By focusing on these 2 additional aspects, we try to overcome the limitations of the notion of “Europeanization”

Next, the actual agricultural policy making process is analyzed from two aspects. The first aspect is the change in relationship between the government and the local agricultural interest groups in France. The second is the transformation of the relationship between European Commission and the agricultural interest groups (COPA), as well as the relationship between COPA and the local agricultural interest groups at the EU level. Through this analysis, it becomes clear that the Europeanization caused by the CAP reforms is primarily due to the change in interest group politics during the agricultural policy making process. Furthermore we are able to identify common characteristics in the source of the problems in the interest groups, and the change in governance between the nation, EU and the interest groups. With regards to the relationship between the national government and the local interest groups, due to the influence of CAP reforms, the effectiveness of the lobby actions by the FNSEA to the ministry of agriculture have weakened, and the FNSEA have instead found and established alternative local routes for its lobby activities. As such, the

FNSEA face further difficulties in the local interest group politics in addition to the historical weaknesses that the FNSEA has had locally. As for the transformation of the relationship between European Commission and agricultural interest groups (COPA) and the relationship between COPA and local agricultural interest groups at the EU level, at commencement of the CAP, a cooperative policy decision making process between the Commission and the COPA was established. However, the relationship deteriorated as CAP policies changed, and the effectiveness of COPA's activity gradually decreased. As a result, the local agricultural interest groups prioritized its lobby activities to the national government rather than via COPA to the European Commission to best reflect their interests. This act of focusing lobbying activities back at the national level is known as the “domestication” of lobby activities.

翻訳校正：リーマン・ブラザーズ証券会社資本市場部アソシエイト 野間輝之